

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
お休み、
翌日発行)

目次

◇ 示 身体障害者福祉法による医師の指定 (社会課)

保険医等の登録 (保険課)

被爆者一般疾病医療機関の指定 (健康対策課)

鶏等の移入の禁止 (畜産課)

土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)

漁業災害補償法による漁業共済に係る区域及び区分の設
定の一部改正 (水産課)

◇ 教委告示 鳥取県指定無形民俗文化財の指定の解除 (文化課)

告示

鳥取県告示第五十二号

身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項
に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則 (

昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号) 第二条の規定により告示する。

昭和六十二年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診察に係る障 害の範囲	氏 名	勤 務 先
外 科	小腸機能障害	谷 口 遙	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院
外 科	小腸機能障害	正 木 忠 夫	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院
内 科	小腸機能障害	杉 山 将 洋	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院
小 児 科	小腸機能障害	松 島 綏 郎	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院
外 科	小腸機能障害	尾 崎 行 男	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院
外 科	小腸機能障害	工 藤 浩 史	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院
外 科	小腸機能障害	村 上 敏	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院
外 科	小腸機能障害	加 藤 一 吉	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
外 科	小腸機能障害	山 本 洋 之	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
外 科	小腸機能障害	岸 清 志	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
外 科	小腸機能障害	竹 内 勤	鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院

外科	外科	内科	内科	外科	外科	外科	外科	外科	外科	外科	外科	内科	内科	外科	内科
小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害	小腸機能障害
大杉 実	岡本 恒之	古城 治彦	三浦 邦彦	谷田 理	周藤 秀彦	渡辺 俊一	小立 寿成	西村 興亜	浦辺 千晶	岸本 宏之	深田 民人	山上 英明	守山 泰生	貞光 信之	向 栄二
日野郡日野病院	日野郡日野町榎雨七三〇	山陰労災病院 米子市皆生一四八〇	山陰労災病院 米子市皆生一四八〇	山陰労災病院 米子市皆生一四八〇	山陰労災病院 米子市皆生一四八〇	山陰労災病院 米子市皆生一四八〇	鳥取大学医学部付属病院 米子市西町三六一一	鳥取大学医学部付属病院 米子市西町三六一一	高島病院 米子市西町六	国立米子病院 米子市車尾一二九三	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院	鳥取生協病院 鳥取市末広温泉町二五二	鳥取生協病院 鳥取市末広温泉町二五二	鳥取生協病院 鳥取市末広温泉町二五二	鳥取生協病院 鳥取市末広温泉町二五二

鳥取県告示第五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷口 千枝利	鳥薬第六一四号	昭和六十二年一月六日
赤塚 啓一	鳥医第三、五〇三号	昭和六十一年一月七日

鳥取県告示第五十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和六十二年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西尾内科クリニック	鳥取市岩倉四四六一二三	昭和六十二年一月二十一日

鳥取県告示第五十五号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十二年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大阪府枚方市の区域

鳥取県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 倉 繁 正 倉吉市大原一七四

昭和六十一年十月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 倉 繁 博 信 倉吉市大原二五四

昭和六十一年十二月二十一日就任 任期昭和六十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第五十七号

昭和四十九年十月鳥取県告示第九百四十五号（漁業災害補償法による漁業共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十二年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

弓浜	弓浜	弓浜
上道	上道	上道
弓北	弓北	弓北
弓北	弓北	弓北

を	境港	弓浜漁業協同組合の区域及び弓北漁業協同組合の区域	弓北

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第二十六條第四項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定が解除されたので、同条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年二月三日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 2 小型まき網漁業（まき網を使用して行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満であるものをいう。）
- 3 中型いかつり漁業
- 4 小型いかつり漁業
- 5 かご網漁業（かご網を使用してべにずわいがにをとることを目的とする漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。）

名 称	所 在 地	解 除 年 月 日	解 除 理 由
因幡の苜蒲網	岩美郡岩美町大字大羽尾 気高郡気高町大字宝木 " " 大字奥沢見 " 青谷町大字青谷	昭和六十二年一月 八日	国指定重要無形民俗文化財とされたため。